○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同一二〇）　一七一

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（同一二一）

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同一二二）

○エリア放送を行う地上一般放送局の免許の申請書及び申請書に添付する書類の提出に係る取扱いを定める件（同一二三）　一七二

○地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により総務大臣が定める基準を定める件（同一二四）

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（同一二五）

○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の二の二の規定により総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件の一部を改正する件（同一二六）

○地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により総務大臣が定める率を定める件（同一二七）　一七三

○日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件（同一二八）

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（同一二九）

○地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件の一部を改正する件（同一三〇）　一七三

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三一）

○地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三二）

○地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件の一部を改正する件（同一三三）　一七四

○地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の二第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（同一三四）　一七四

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一三五）　一七五

○周波数割当計画の一部を変更する件（同一三六）

○地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件（同一三七）　一七六

○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（同一三八）

○無線従事者の養成課程の授業に適した標準教科書を定める件の一部を改正する件（同一三九）

○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する告示（同一四〇）　一七七

○固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解を定める件の一部を改正する告示（同一四一）　一七八

○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（同一四二）

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき平成二十三年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地域等を指定する件（同一四三）　一七八

○災害対策基本法施行令の規定に基づき平成二十三年に発生した災害に係る同令第四十三条第一項の地方公共団体を指定する件（同一四四）

○離島振興法の規定に基づき、離島振興対策実施地域の一部を解除する件（**総務・農林水産・国土交通**一）　一七九

○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（**総務・経済産業・国土交通**一）　一八〇

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**一二五）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（同一二六）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（同一二七）　一八六

（以下次のページへ続く）